

# 松山市動物救護活動マニュアル

松山市保健所 生活衛生課

大規模災害発生時には、県、市等自治体を中心となり災害対策本部が立ち上がり、人命救助等を行う。その際、動物については、全国組織として、緊急災害時動物救援本部が立ち上がる。松山市では、保健所生活衛生課が中心となり、社団法人愛媛県獣医師会（以下「獣医師会」という。）及び動物愛護団体等と協力し、松山市動物救護本部（以下「救護本部」という。）を設置する。

松山市動物救護本部は、市民の生命、身体及び財産の保護並びに動物愛護を目的として、動物の保護収容、被災動物に対する相談窓口の設置等を行うとともに、必要に応じて松山市動物救護センター（以下「動物救護センター」という。）を設置し、動物救護活動を実施する。

このマニュアルは、松山市動物救護要領に基づき、救護本部が行う動物救護活動内容について示す。

## 1. 基本指針

- 1) 動物救護活動に関し、行政の現行体制では対応に限界があることから、全ての救護活動は、獣医師会、動物愛護団体等動物の管理と愛護に理解ある団体にボランティアとして協力を要請し、協働して行う。
- 2) 活動資金及び物資は最大限寄付によって賄う。
- 3) 被災した動物の飼育支援のため、緊急避難的に必要物資の供給を行う。
- 4) 逸走動物や負傷動物等を保護収容し、必要に応じて治療等を行う。
- 5) 被災者のおかれた状況に応じ、飼育する動物に対しての一時保管を行う。
- 6) 所有者不明、または飼育困難で一時保管された動物を可能な限り早期に飼主に返還することを主目的に活動するとともに、所有権が放棄された動物等に対して積極的に新たな飼い主を探す。

## 2. 具体的活動内容

- 1) 動物救護センター設立等
  - ①動物救護センターの開設、廃止
    - ・設置場所に関する関係部署との調整、決定
    - ・構成団体、組織の選定、連絡調整
    - ・避難所被災動物関連施設（以下「避難所施設」という。）の把握及び連携
- 2) 関係団体等との協力並びに連絡調整
  - ①救護活動全体にかかる連絡調整

- ・国、愛媛県、その他関係自治体等行政機関及びその災害時設立本部の連絡調整
- ・緊急災害時動物救援本部、獣医師会、NPO 等との連絡調整
- ・連絡調整が必要な団体リストの作成
- ・動物救護活動に係る関係団体との会議開催

## ②ボランティア関係

- ・ボランティアの募集（ボランティア団体への応援要請を含む）
- ・ボランティアの受付・登録（登録証、誓約書）
- ・ボランティア一覧の作成
- ・動物救護センター、避難所施設等への配置、派遣調整
- ・保険加入等手続き

## ③広報、情報提供・収集関係

- ・広報等での積極的情報提供（収容、返還・譲渡、活動内容等）
- ・各災害対策本部等からの積極的情報収集
- ・マスコミ対応
- ・情報、活動内容の記録、集計

## 3) 物資管理関係

### ①物資の調達

- ・必要物資リスト（医薬品、飼育関係物資）の作成
- ・物資支援元一覧の作成
- ・支援の要請・調達
- ・支援外物資の購入

### ②物資の管理

- ・物資管理台帳の作成
- ・需給調整
- ・現物管理
- ・動物救護センター、避難所施設等における物資管理の統括

### ③物資の配布

- ・動物救護センターへの配布
- ・動物救護センターを経由した避難所施設等への配布
- ・動物救護センターを経由した各協力動物病院への配布

## 4) 治療関係

### ①獣医師の登録

- ・獣医師会で救護活動に従事する獣医師の登録
- ・獣医師会会員以外で救護活動に従事する獣医師の登録
- ・登録獣医師の調整・配置・派遣

## 5) 寄附・基金等の活動資金関係

### ①基金の設立

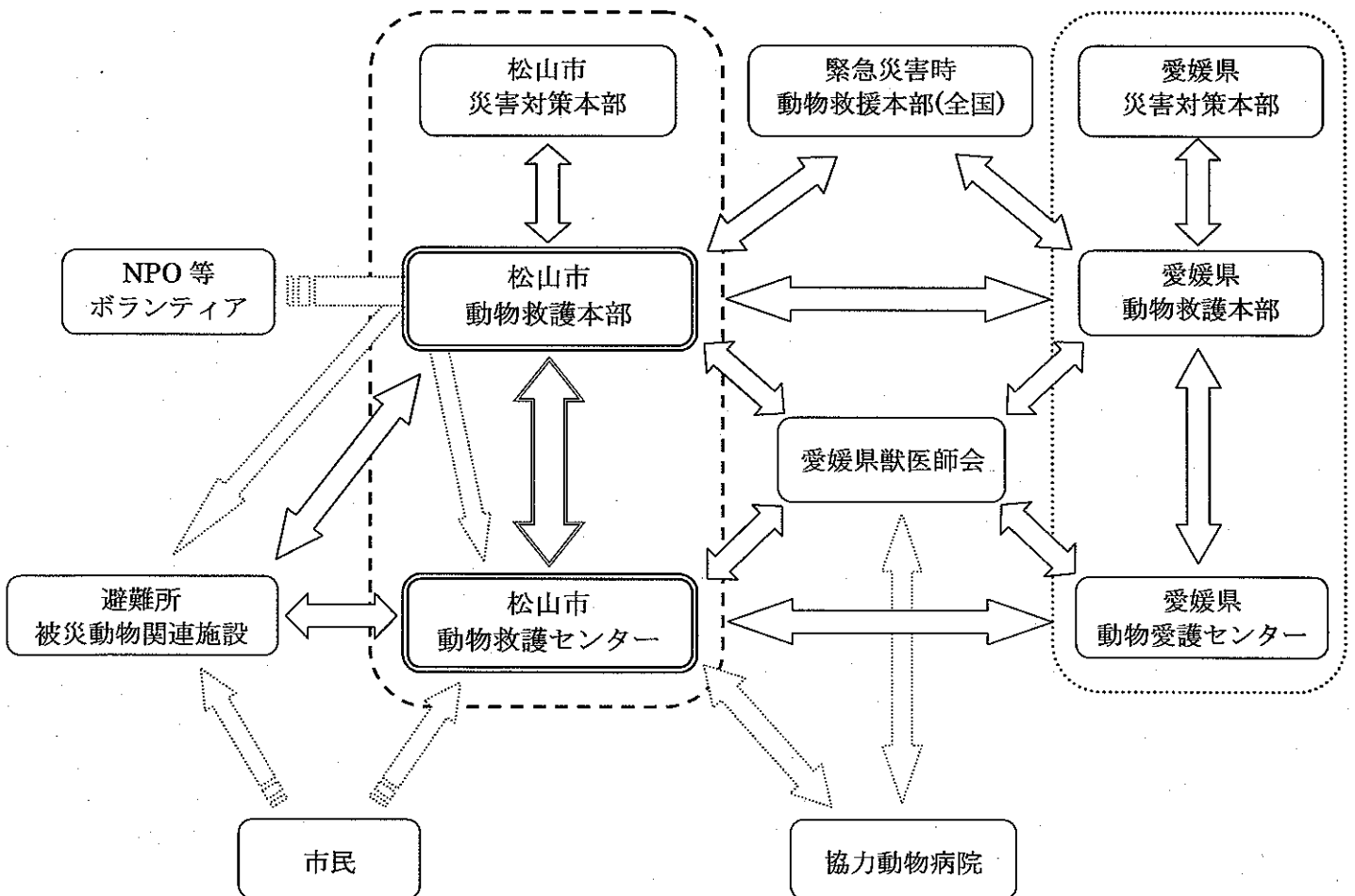
- ・松山市動物救護基金（以下「救護基金」という。）の設立

②基金の運営

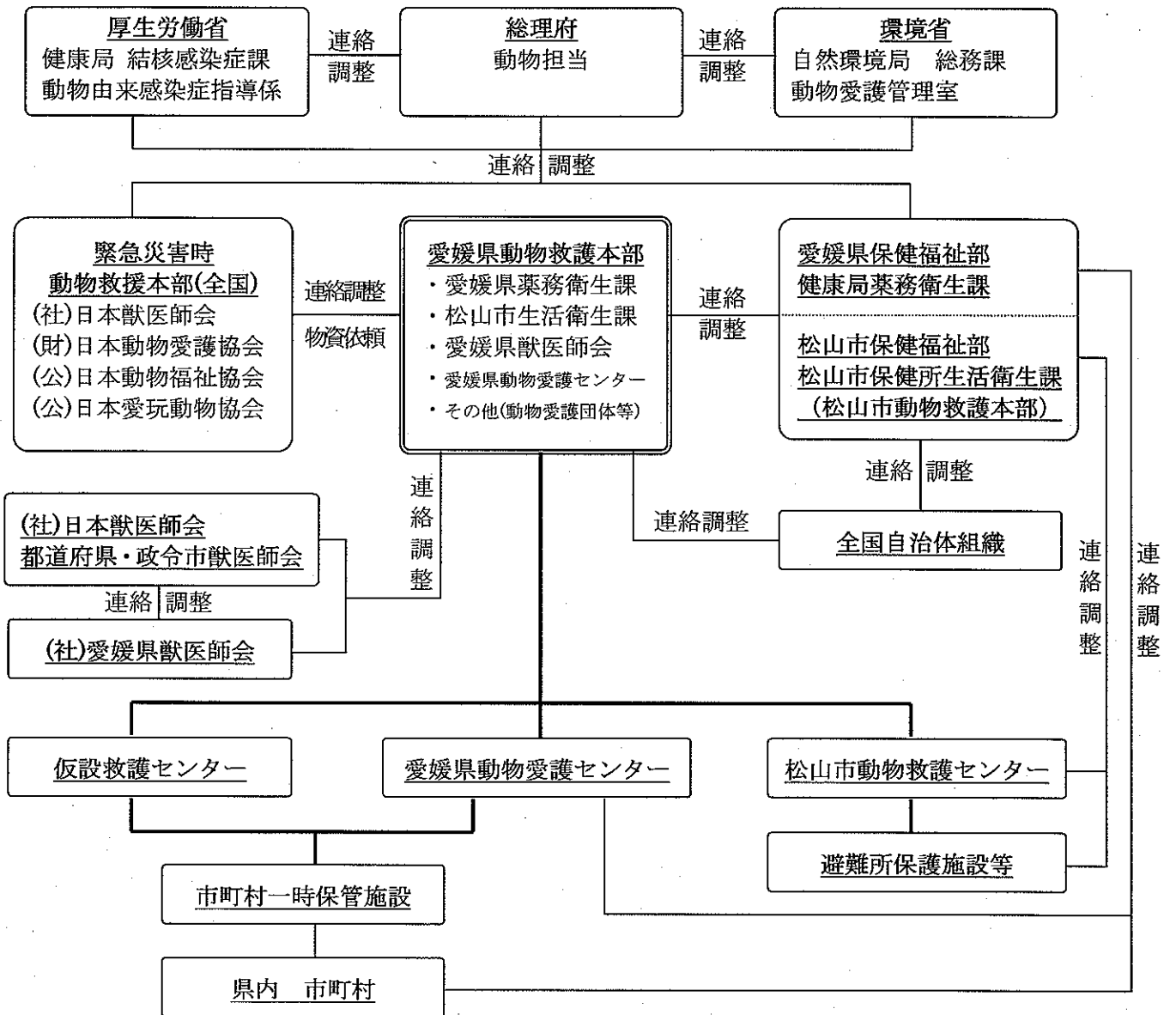
- ・義援金の募集
- ・専用口座の開設
- ・支出内容の決定
- ・収支の管理

3. 組織図

【 松山市動物救護体系組織図 】



## 【 動物救護体系組織図（全体概要） 】



# 動物救護センター活動マニュアル

松山市保健所 生活衛生課

## I 総論

松山市は、災害の状況を勘案した上で、必要に応じ、動物愛護及び市民の生命、身体及び財産を保護するとともに動物愛護の観点から、災害時におこる愛玩動物の逸走、負傷など様々な問題に対する動物の保護収容、治療並びに愛玩動物との同行避難による一時保護を行うことを目的として、松山市動物救護活動センター（以下「動物救護センター」という。）を設置する。

以下に当該動物救護活動の内容について示す。

### 1. 設置主体

松山市生活衛生課が設置する松山市動物救護本部（以下「救護本部」という。）は、災害の状況に応じ、愛媛県（愛媛県動物救護本部）、社団法人 愛媛県獣医師会、動物愛護団体等と協議の上、動物救護センターを開設する。

### 2. 設置場所

- 1) 設置場所は、被災場所、避難場所等を考慮し、松山市役所内関係部署、愛媛県、その他関係団体等と協議のうえ、救護本部で決定する。
- 2) 松山市生活衛生課は、平常時に動物救護センター候補地の調査、検討を行う。

### 3. 動物救護活動を実施する団体及び組織

- 1) 災害時における動物救護活動は、松山市動物救護本部及びその下部組織である動物救護センターを主体として行うものとする。
- 2) 災害時における動物救護センターを含めた動物救護活動は、松山市生活衛生課のほか次の団体等が互いに協力して行う。

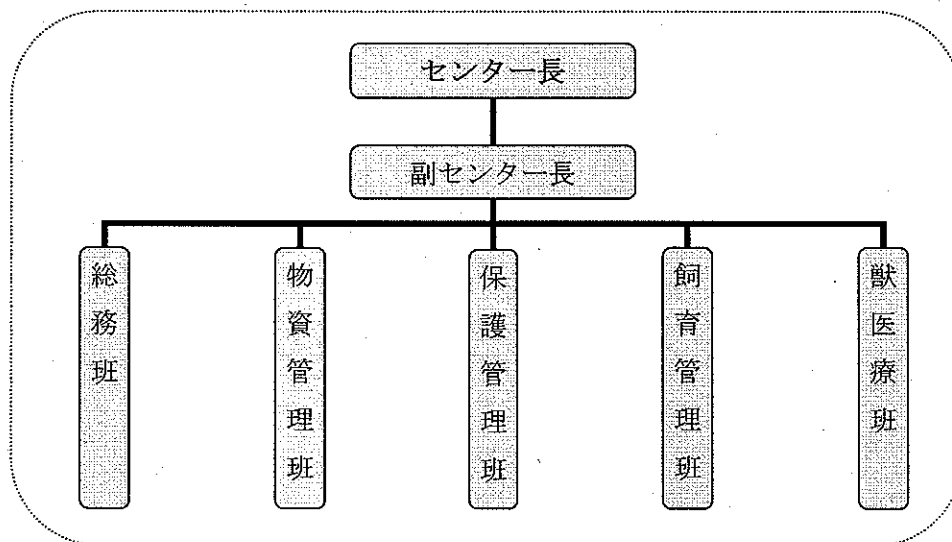
- 愛媛県
- 社団法人 愛媛県獣医師会
- その他 松山市動物救護本部長が必要と認めた団体・組織

### 4. 動物救護センターの役職及び組織構成等

- 1) 動物救護センターにセンター長及び副センター長 1 名を置く。
- 2) 各役職は、構成団体で協議のうえ決定する。

- 3) 救護センターの組織は総務班、物資管理班、保護管理班、飼育管理班、獣医療班の5班体制とし、各班に班長を1名置く。ただし、副センター長は総務班班長を兼務する。
- 4) 災害規模により総務班、物資管理班の統合、保護管理班、飼育管理班の統合等臨機応変に組織編制し、お互いに連携しながら業務を行う。

【 動物救護センター組織構製図 】



## 5. 活動内容概要及び人員構成

事務局編成	業務内容	人員構成
センター長	各班の業務統括および松山市動物救護本部等交渉	(協議)
副センター長	センター長の業務補佐及び各班調整	(協議)
総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救護本部との連絡調整</li> <li>○被災区域内における関係団体等との連絡調整</li> <li>○地域動物病院との連絡調整</li> <li>○被災動物・負傷動物等の受付事務(補助)</li> <li>○ボランティア受入、配置及び管理</li> <li>○その他動物救護活動に必要な事務</li> </ul>	松山市職員 獣医師会 動物愛護団体等
物資管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○餌、医薬品等物資の調達、管理、配布</li> <li>○被災地各所における飼育動物に対する餌の配布</li> </ul>	NPO (松山市職員)
保護管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○負傷動物、逸走動物等の保護</li> <li>○飼育不能となった動物の引取り</li> <li>○被災動物・負傷動物等の受付事務</li> <li>○後方支援診療施設への重症動物の搬送</li> <li>○被災動物に関する相談、飼育指導及び助言</li> <li>○避難所等における適正飼育に関する助言</li> <li>○死体処理に関すること</li> </ul>	松山市職員 (分室主体) 動物愛護団体等
飼育管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○飼育困難な動物の一時保管及び管理</li> <li>○収容動物全般に係る飼育管理</li> <li>○所有者不明動物に対する情報提供</li> <li>○所有者に対する返還(実務主体)</li> <li>○新たな飼い主探し並びに譲渡(実務主体)</li> </ul>	動物愛護団体等
獣医療班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○負傷収容動物のトリアージ</li> <li>○負傷動物の治療</li> <li>○収容動物の健康管理</li> <li>○被災動物の健康相談</li> <li>○治療等に係る後方支援診療施設(動物病院)との連携</li> </ul>	獣医師会 動物愛護団体等

## II 各論

動物救護センターは生活衛生課と関係組織・団体と協議のうえ決定するセンター長、副センター長の下、総務班、物資管理班、保護管理班、飼育管理班、獣医療班の5班体制で構成される。

以下に各班の担当する活動内容および受付後の活動の流れについて示すこととする。

### 1. 各班における活動内容

#### 1) 総務班

- (1) 松山市動物救護本部との連絡調整
- (2) 被災区域内における関係団体等との連絡調整
  - ・愛媛県動物愛護センター
  - ・避難所施設
  - ・後方支援診療施設（地域の協力動物病院）
- (3) ボランティア受入、配置並びに管理
  - ・救援本部登録ボランティアの受け入れ
  - ・動物救護センターでの配置
  - ・活動の管理及び活動記録の作成・管理
- (4) 被災動物・負傷動物等の受付事務（補助）
  - ・被災動物(所有者不明な動物も含む)、負傷動物の受け入れ（補助）
- (5) その他動物救護活動に必要な事務
  - ・救護本部への日報「動物救護活動報告（様式 19）」報告

#### 2) 物資管理班

- (1) 餌、医薬品等物資の調達、管理
  - ・救護本部からの物資の受け入れ（救護本部の経路が原則）
  - ・物資の管理（「物資受払簿（様式 22）」等管理簿の作成）
- (2) 物資の配布
  - ・避難所施設への配布
  - ・各協力動物病院への配布
  - ・被災動物飼育者への餌等の配布

#### 3) 保護管理班

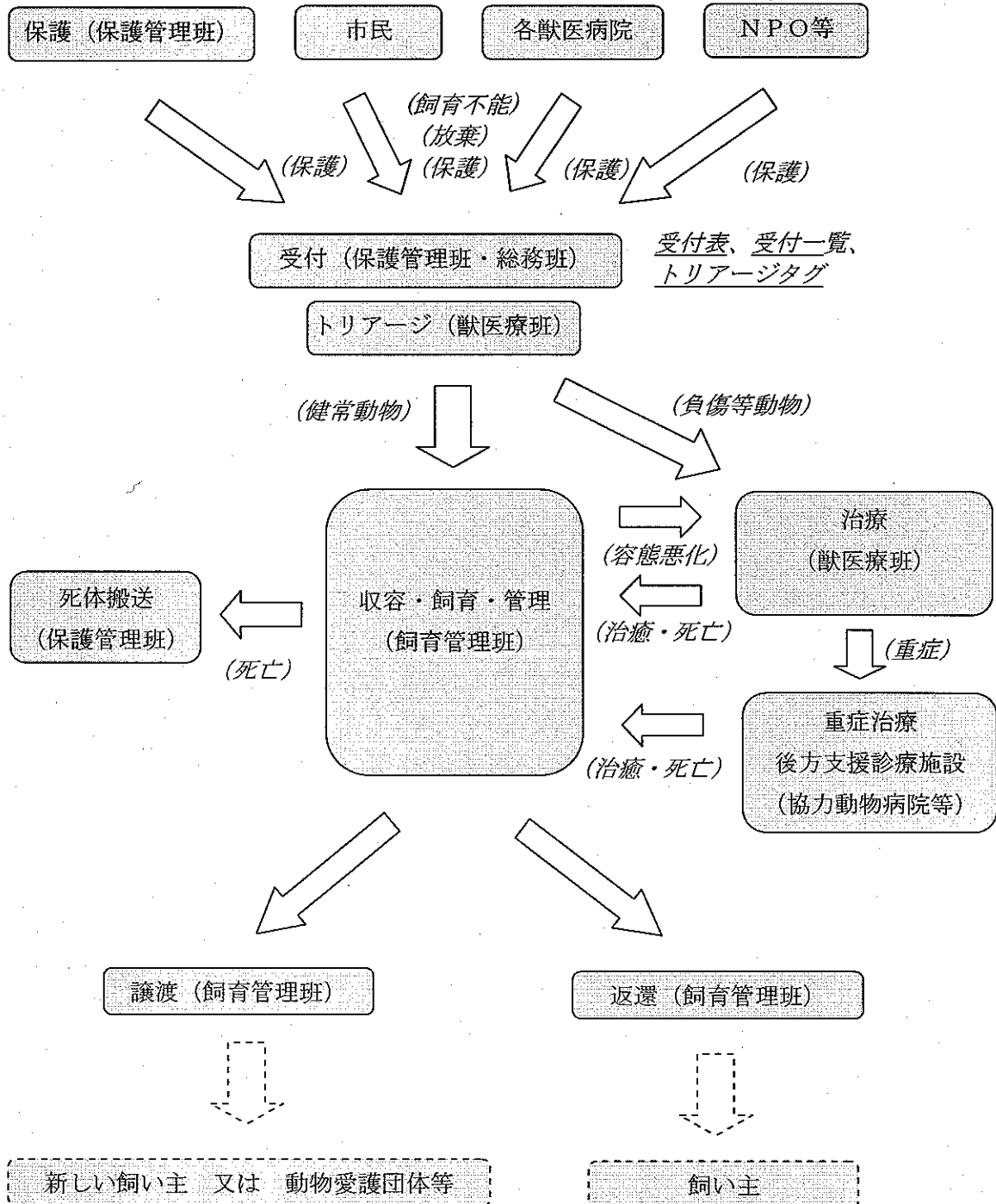
- (1) 負傷動物、逸走動物等の保護
  - ・行方不明動物の受付（「失踪・保護動物連絡受付簿（様式 1）」）
  - ・情報の収集、管理
  - ・逸走動物の搜索及び保護・収容
  - ・負傷動物の保護及び収容
- (2) 被災動物・負傷動物等の受付事務（主体）



- ・被災動物(所有者不明な動物も含む)、負傷動物の受入れ
  - ・「保護・避難動物受付簿(様式2)」、「避難動物受付一覧表(様式3)」の作成・管理
- (3) 飼育不能となった動物の受け入れ
- ・一時的飼育不能動物の受け入れ
  - ・所有権放棄動物の受け入れ
- (4) 後方支援診療施設(協力動物病院)等への重症動物の搬送
- ・動物救護センターで治療困難な重症動物等の対応可能な獣医療施設への搬送
  - ・治療終了動物の救護センターへの搬送
- (5) 被災動物に関する相談、飼育指導及び助言
- (6) 避難所等における適正飼育に関する助言
- (7) 死体処理に関すること
- ・死亡動物の処理施設への搬送
- 4) 飼育管理班
- (1) 飼育困難な動物の一時保管及び管理
- ・一時的飼育不能動物の一時的飼育管理
- (2) 収容動物全般に係る飼育管理
- ・所有者不明動物・負傷動物等収容動物全般にかかる飼育管理
- (3) 所有者不明動物・飼育困難動物等に対する情報管理・提供(窓口)
- ・不明・逸走動物の問い合わせ・相談受付
- (4) 所有者に対する返還及び新たな飼い主探し並びに譲渡
- ・被災動物(所有者不明動物、一時保管動物)の返還手続き
  - ・所有者不明動物、飼育困難動物の新しい飼い主への譲渡手続き
  - ・返還・譲渡動物の記録及び管理
- 5) 獣医療班
- (1) 負傷収容動物のトリアージ
- ・被災動物受入れ時における、各動物の重症度による対応・保管区分の判定
- (2) 負傷動物の治療
- ・動物救護センターに収容された動物の治療
  - ・必要に応じた避難所施設等における収容動物治療
- (3) 収容動物の健康管理
- ・動物救護センターに収容された動物の健康管理(ワクチン、駆虫等)
  - ・必要に応じた避難所施設等における健康管理
- (4) 被災動物の健康相談
- ・動物救護センター、避難所施設、家庭等における飼育動物の健康相談
- (5) 治療等に係る後方支援診療施設(動物病院)との連携
- ・重症動物治療にかかる地域の動物病院(後方支援診療施設)との連絡調整
  - ・後方支援診療施設との治療の連携

## 2. 受付後の動物の流れ

【 動物救護センター受入後の動物の流れ 】



## 1. 受付、区分及び収容（総務班・獣医療班・保護管理班）

### 1) 受付：（保護管理班、総務班）及び区分（トリアージ）：（獣医療班）

- ①保護管理班、総務班は、飼育者または保護者に「保護・避難動物受付簿（様式2）」へ必要事項を記入してもらう。
- ②動物受付に際し、一時的保管の依頼に関しては「動物の一時保管要請書（様式4）」を、所有権放棄に関しては「所有権放棄届（様式5）」を受け取る。
- ③獣医療班の獣医師は受付到着と同時に、健全動物（被災動物）と負傷（疾病）動物またはその恐れのある動物を区分し、保護管理班、総務班は各区分に保管する。
- ④飼育者または保護者は各個体に対し、負傷動物（ピンク色）、健全動物（緑色）別に個体管理札（迷子札）を装着する。
- ⑤保護管理班、総務班は受付表の内容を「トリアージタグ（様式6）」に転記及び「避難動物受付一覧表（様式3）」に記入する。

### 2) 健全動物：（飼育管理班）

- ①健全動物と判断された場合は、飼育管理班に引継ぎ、保護管理動物として取扱う。
- ②健全動物は保護管理舎に搬入する。

### 3) 負傷（疾病）動物：（獣医療班）

- ①負傷（疾病）動物と判断された動物は、飼い主（保護者）よりの問診、聴診、視診、触診などにより下記のとおり区分する。
  - 第1群 即時治療群（赤ラベル）：最優先で処置が必要な重症患者
  - 第2群 遅延治療群（黄ラベル）：第1群に続いて処置が必要な患者
  - 第3群 軽・待機治療群（緑ラベル）：第1群、第2群の後でも生命に関係ない患者
  - 第4群 死亡動物（黒ラベル）：搬送時死亡動物
  - 第5群 伝染病に罹患または疑いのある患者（白ラベル）
- ②第1、2、3群は、治療病舎に収容する。
- ③第5群は隔離病舎に収容する。
- ④第4群は、死体安置室へ搬送する。
- ⑤緊急救護（蘇生）術が必要な動物は、上記区分過程を省略し、直ちに救命処置を施す。
- ⑥第1、2、3、5群と判断された各動物について「動物救護センター施療カルテ（様式9）」を作成する。

## 2. 収容後の飼育・管理（飼育管理班・獣医療班）

### 1) 健全動物（飼育管理班）

#### (1) 収容

- ①収容された動物の種類・大きさ・性別・性格などを考慮したうえで、収容方法・施設（各種ケージ、繋留等）を判断し、動物を収容する。
- ②各動物個々を個体管理札により確認し、収容施設毎にトリアージタグを外側に取り付け、個体管理可能なようにする。

③収容された各動物個々に「収容動物台帳（様式7）」を作成し、管理する。

(2) 管理

①毎日、施設、設備等の清掃を行い、必要な場合は消毒を実施する。

②日々、収容動物に対し、餌やり、水交換などを行う。

③毎日、個々の動物の健康状態を簡単にチェックし、「収容動物個体管理日誌（様式8）」に記録する。

④動物の状態に変化を察した場合には、獣医療班の獣医に相談し、必要な場合は獣医療班に当該動物を引き継ぐ。

2) 負傷等動物（獣医療班）

(1) 収容

①トリアージにより区分された動物の病状・種類・大きさ・性別・性格などを考慮したうえで、収容方法・施設（各種ケージ、繋留等）を判断し、動物を収容する。

②各動物個々を個体管理札により確認し、収容施設毎にトリアージタグを外側に取り付け、個体管理可能なようにする。

(2) 管理：

①獣医療班スタッフは、毎日、個々の動物の健康状態をチェックし、「負傷等動物管理記録簿（様式10）」に記録する。

②獣医師は、毎日、スタッフより、監視下にある動物の健康状態に関する報告を聴取するとともに、必要な場合は個々の動物の状態を診察・治療し、「動物救護センター施療カルテ（様式9）」に追記する。

③獣医療班スタッフは、毎日、施設、設備等の清掃を行い、必要な場合は消毒を実施する。

④獣医療班スタッフは、日々、収容動物に対し、餌やり、水交換などを行う。

⑤獣医師は、飼育管理班より動物の状態について相談があった場合には、動物を診察し、必要な場合は当該動物を獣医療班に受け入れる。

(3) 治療：

①獣医師は、上記トリアージに従い、優先順に治療を行う。

②獣医師は、各獣医病院（後方支援獣医療施設を含む）の経由の有無に関わらず、第一次診療並びに治療を行うことを基本とする。

③第一次診療・治療後、病状などにより判断し、以下の決定を下す。

○救護センター内の治療舎での治療の要否

○後方支援獣医療施設への転送の要否及び転送準備

○後方支援獣医療施設への転送に際しては、可能な限り飼い主の了承後に実施することを原則とするが、やむを得ない場合には救護センター長の判断で行い、飼い主には事後報告とすることができる。

④保護センターでの治療と判断された動物は、治療を継続し、治癒した場合又は死亡した場合は、飼育管理班又は保護管理班に引き継ぐ。

- ⑤後方支援獣医療施設への搬送までの期間、又は搬送不可能な場合は救護センターでの治療を継続する。
- ⑥重症、要手術、特殊療法並びに検査が必要な動物は後方支援獣医療施設への搬送を基本とするが、上記⑤の場合においては後方支援獣医療施設からの獣医師並びに器材器具の派遣・搬送等により、救護センターで対応するものとする。
- ⑦治療等の必要性の判断により、動物を移動させる場合、再受け入れを行う場合には「収容動物移動記録簿（様式 11）」に記載する。

### 3. 返還・譲渡（飼育管理班）

#### 1) 飼い主が判明している一時保護動物

##### (1) 返還（飼育管理班）

- ①飼い主と定期的に連絡を取り、飼育可能な生活環境等を判断した上で、飼い主本人に返還する。
- ②飼い主返還にあたっては飼い主から「動物の受領書（様式 12）」を受け取る。

##### (2) 譲渡（飼育管理班）

- ①飼い主が飼育困難であると申し出た場合、最善の方法について飼い主と協議し、なお、放棄の意志が固い場合は、飼い主から「所有権放棄届（様式 5）」を受け取る。
- ②所有権を放棄された動物は、ボランティア団体等と協力し、積極的に新しい飼い主探しを行う。
- ③譲渡にあたっては、新しい飼い主から「誓約書（ボランティア用）（様式 13）」「誓約書（家庭飼育者用）（様式 16）」を受け取る。
- ④譲渡後、譲渡者より誓約書記載書類である「再譲渡報告書（様式 15）」、「飼養状況報告書（様式 17）」による報告を受け取る。

#### 2) 飼い主不明の動物

##### (1) 返還（飼育管理班）

- ①救護本部は広報、HP 等を有効に活用し飼い主探しを行う。
- ②飼い主が判明した場合、飼い主の生活環境等を判断した上で、飼い主本人に返還する。
- ③飼い主返還にあたっては飼い主から「動物の受領書（様式 12）」を受け取る。

##### (2) 譲渡（飼育管理班）

- ①飼い主が判明し、かつ飼育困難であると申し出た場合、最善の方法について飼い主と協議するが、放棄の意志が固い場合は、飼い主から「所有権放棄届（様式 5）」を受け取る。
- ②所有権を放棄された動物は、動物愛護団体等と協力し、積極的に新しい飼い主探しを行う。
- ③譲渡にあたっては、新しい飼い主から「誓約書（ボランティア用）（様式 13）」「誓約書（家庭飼育者用）（様式 16）」を受け取る。

④譲渡後、譲渡者より誓約書記載書類である「再譲渡報告書（様式 15）」、「飼養状況報告書（様式 17）」による報告を受け取る。

#### 4. 避難所施設収容動物及び被災地家庭飼育動物（保護管理班、飼育管理班・獣医療班）

##### 1) 収容、飼育、管理

###### (1) 避難所施設

避難所における動物管理施設の運営は、基本的に各避難所運営協議会の判断により行うこととなる。

###### (2) 家庭

被災地の家庭にて飼育されている動物については、平常時と同様に飼い主責任により管理することとなる。

##### 2) 健康相談

###### (1) 避難所施設

動物救護センターは収容する動物の種類、大きさ、飼育施設、飼育管理者、管理方法、動物の健康管理等の各種相談を受け付け、必要な場合には現地確認・指導等を行う。

###### (2) 家庭

動物救護センターは、飼育施設、動物の健康管理等の各種相談を受け付け、必要な場合には現地確認・指導等を行う。

##### 3) 治療

避難所施設及び被災地家庭で飼育されている動物に治療が必要な場合、動物救護センターは相談に乗り、必要に応じて動物救護センターまたは後方支援獣医療施設への収容指導を行い、動物救護センターに収容された場合、動物の治療・管理を行う。

##### 4) 巡回

避難所施設及び被災地家庭で飼育されている動物の巡回に関しては各班が協力して対応する。

###### (1) 避難所施設及び各家庭への飼料等の配布

###### (2) 健康指導

###### (3) 飼育困難動物の一時保管

## 各種書類（様式）

様式 No	書類名	使用者	使用時期
1	失踪・保護動物連絡受付簿	保護管理班・飼育管理班・総務班	受付時
2	保護・避難動物受付簿	保護管理班・総務班	受付時
3	避難動物受付一覧表	保護管理班・総務班	受付時
4	動物の一時保管要請書	保護管理班・総務班	受付時
5	所有権放棄届	保護管理班・総務班	受付時・随時
6	トリアージタグ	獣医療班	受付時
7	収容動物台帳	飼育管理班	収容時
8	収容動物個体管理日誌	飼育管理班	管理時
9	動物救護センター施療カルテ	獣医療班	収容時
10	負傷等動物管理記録簿	獣医療班	収容期間
11	収容動物移動記録簿	飼育管理班	移動時
12	動物の受領書	飼育管理班	
13	誓約書(ボランティア用)	飼育管理班	随時
14	譲渡対象者選定基準	飼育管理班	随時
15	再譲渡報告書	飼育管理班	随時
16	誓約書(家庭飼養者)	飼育管理班	随時
17	飼養状況報告書	飼育管理班	随時
18	業務日誌	各班(総務班)	随時
19	動物救護活動報告(日報)	総務班	毎日
20	動物ボランティア申込書・登録用紙	総務班	随時
21	動物ボランティア登録台帳	総務班	開設期間
22	物資受払簿	物資管理班	開設期間

様式1

## 失踪・保護動物連絡受付簿

行方不明     保護     その他 ( )

届出年月日	年    月    日 ( )    時    分	受付者		
動物の種類	<input type="checkbox"/> 犬 ・ <input type="checkbox"/> ねこ ・ <input type="checkbox"/> その他 ( )			
動物の詳細	品 種	/ 雑種	性 別	<input type="checkbox"/> 雄 ・ <input type="checkbox"/> 雌 ・ <input type="checkbox"/> 不明
	毛 色 毛の長さ		不妊措置	<input type="checkbox"/> 済 ・ <input type="checkbox"/> 未 ・ <input type="checkbox"/> 不明
	呼び名		年 齢	
	体 格	<input type="checkbox"/> 大 ・ <input type="checkbox"/> 中 ・ <input type="checkbox"/> 小	体重(推定)	kg
	特記事項			
首輪などの 情 報	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> なし ・ <input type="checkbox"/> 不明		色	
	材質	特記事項	(引綱、胴輪など)	
犬の登録	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> なし ・ <input type="checkbox"/> 不明	登録No	年度/第                      号	
申し出者  申し出者が飼い主以外の場合は備考欄に飼い主情報を記入	氏 名			
	住 所			
	<input type="checkbox"/> 飼い主 ・ <input type="checkbox"/> 家族 ・ <input type="checkbox"/> 保護者	TEL ①		
	<input type="checkbox"/> その他 ( )	TEL ②		
拾得者等への個人情報提供 (提供可の項目を打勾)		<input type="checkbox"/> 不可 ・ <input type="checkbox"/> 氏名 ・ <input type="checkbox"/> TEL ・ <input type="checkbox"/> 住所 ・ <input type="checkbox"/> その他 ( )		
<input type="checkbox"/> 行方不明	日時	年    月    日 ( )    時    分		
<input type="checkbox"/> 市民保護 <input type="checkbox"/> その他	場所	<input type="checkbox"/> 飼い主の自宅 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
備考	(「不明」、「その他」、「特記事項」等の補足、詳細等)			

経 過		年    月    日	
	<input type="checkbox"/> 保護後飼主判明/返還	<input type="checkbox"/> 拾得後飼主判明/死亡	<input type="checkbox"/> 市民保護後飼主判明/返還
	<input type="checkbox"/> 市民保護後飼主判明/死亡	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
	備考		



## 保護・避難動物受付簿

受付番号：				
受付日： 月 日 ( )		受付場所：		
受付時間： 時 分		記入者：		
届出者	氏名：			
	連絡先：		電話： - -	
保護動物の 情報	受入(保護)日時： 月 日 ( ) 時 分			
	受入(保護)場所：			
	種類：	犬 登録 ( 有 ・ 無 ) 鑑札番号 ( 平成 年度 第 号 ) 狂犬病接種 ( 有 ・ 無 ) 済票番号 ( 平成 年度 第 号 ) 猫 ・ その他 ( )		
	特徴：	種類 ( ) 例：柴犬、雑種等 性別 ( オス ・ メス ・ 去勢オス ・ 避妊メス ) 体重 ( kg ) 呼び名 ( ) 年齢(推定) ( 才 ) 毛色 ( ) 毛の長さ、形状 ( ) 首輪 ( 有 ・ 無 ) 首輪色 ( ) 首輪材質 ( ) 耳形 ( 立ち耳 ・ 半立ち耳 ・ 垂れ耳 ・ その他 ( ) ) その他の特徴 ( )		
	その他：	ワクチン接種 (種類： 、接種時期 年 ) フィラリア予防 ( 有 ・ 無 ) ノミ・ダニ駆除 ( 有 ・ 無 ) マイクロチップ ( 有 ・ 無 )		
収容 場所等	場所：			
	期間： 月 日 ( ) ~ 月 日 ( )			
措置結果：				



## 動物の一時保管要請書

松山市保健所長 様

氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 住所 \_\_\_\_\_  
 被災時住所 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

今回の災害において被災し、一時的に飼育が困難になりましたので下記の動物の一時保管を要請いたします。保管にあたりましては、以下の事項を遵守いたします。

## 記

受付番号	No.		種類	犬	猫	その他 ( )	
性別	雄・雌	不妊・去勢	未・済	年齢	歳 (仔・若・中・老)		
体重	kg (大・中・小)		毛色		首輪	無・有 (色 )	
ワクチン接種	無・有 ( )		犬の場合	鑑札 ( 年 ) 済票：無・有 ( 年 )			
特徴					保管期間*	年 月 日	

※保管期間は原則 2 週間とし、協議の上延長することができる。

## 【遵守事項】

1. 救護センターで保管期間内に、自らが飼育可能な状態にするか、または知人等への保管依頼を行うよう努めます。
2. 保管期間中に飼育可能な状態(友人等への委託も含む)になったときは、速やかに救護センターに連絡し、当該動物を引き取ります。
3. 保管期間中に、当該動物の所有権を放棄、または放棄が予想される事態となったときは、速やかに救護センターに連絡し、所有権放棄届を提出いたします。
4. 保管期間終了後、1 週間以内に当該動物の引取りを行います。引取りができない状況にあるときは救護センターと協議の上、保管期間の延長をお願いいたします。
5. 保管期間終了後連絡なく 1 カ月を経過したときは、所有権放棄と同様の扱いとなり新たな飼い主へ譲渡できることとなることを承諾いたします。この場合に救護センターが行う行為に対して異議の申し立ては致しません。
6. 救護センターの状況等により、センターでの保管が困難と判断された場合は、善意の一時保管者に当該動物の保管依頼を行う場合があることを承諾いたします。
7. 救護センターにおいて適正に保管されている動物が、やむを得ない事情により、死亡、逃亡、負傷したとしてもその責を問わないものとし、損害賠償も行いません。

## 所有権放棄届

松山市保健所長 様

氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 住所 \_\_\_\_\_  
 被災時住所 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

下記の動物の所有権を放棄し、無条件・無償で貴保健所(動物救護本部)に譲渡いたします。  
 この動物の取り扱いにつきましては、全て貴保健所(動物救護本部)に一任し、今後一切の  
 要求をしないことを申し添えます。

記

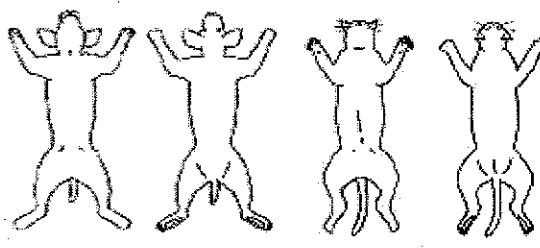
受付番号	No.		種類	犬	猫	その他( )	
性別	雄・雌	不妊・去勢	未・済	年齢	歳(仔・若・中・老)		
体重	kg(大・中・小)		毛色	首輪	無・有(色 )		
ワクチン接種	無・有( )		犬の場合	鑑札( 年 ) 済票: 無・有( 年 )			
特徴及びその他特筆すべき事項:							

# トリアージタグ

○ 動物トリアージ・タグ(松山市)					○ 動物トリアージ・タグ(松山市)				
No		飼主名			特記事項(管理治療上、留意すべき事項)           混合ワクチン:○ × フィラリア予防:○ ×				
連絡先		携帯電話							
動物種 犬・猫		品種							
呼び名		性別	年齢	毛色					
番犬登録No.		トリアージ実施者指名							
受付・トリアージ実施月日・時刻 月 日(午前・午後) 時 分									
トリアージ実施場所			収容避難所						
転送獣医療機関			搬送者氏名						
傷病名									
(トリアージ区分) 1 2 3 4 5									

傷病部位・応急処置の状況

犬 猫



腹 背 腹 背

## 収容動物台帳(犬・猫・その他 (        ) )

台帳番号 \_\_\_\_\_

保護年月日    年    月    日    午前 午後    時    受付番号 \_\_\_\_\_

1. 収容

収容理由：A 迷子 ・ B 一時預り ・ C 里親 ・ D 所有権放棄		収容日：    年    月    日
A 迷子	拾得者権利放棄（有・無（預り期限    月    日、引取予定日    月    日））	
B 一時預り	日間（    月    日まで）	期間変更 ⇒    月    日まで

2. 飼い主 (C, D の場合)    又は    依頼者 (A, B の場合)

飼い主	氏名		連絡先(携帯)
依頼者	住所		被災時住所

3. 収容時の状況

種類	犬    猫    その他	性別	雄 ・ 雌	毛色	
年齢	歳 (仔・若・中・老)	体重	kg (大・中・小)	首輪	無・有(色    )
餌の種類		ワクチン接種	無・有(    )	不妊・去勢	未 ・ 済
犬： <u>鑑札</u> (    年    )・ <u>済票</u> :無・有(    年    )		特徴			

4. 収容時の外傷及び疾病

外傷及び疾病	有 ・ 無	治療処置	有 ・ 無
診断名：		処置内容：	

5. 収容後のワクチン接種及び不妊・去勢手術

狂犬病	月    日	その他	
不妊等手術日	月    日	術者	

写真

6. 結果

ア	保護継続
イ	死亡 (    月    日)
ウ	入院・移動 (    月    日) (    )
エ	その他 (    )
オ	返還：    月    日 氏名                      連絡先 住所
カ	譲渡：    月    日 氏名                      連絡先 住所

- 身分証明書の確認

罹災証明書の確認



# 動物救護センター施療カルテ

(ペット登録カード)

受付番号： \_\_\_\_\_ 受付日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

施療場所： \_\_\_\_\_

担当獣医師：) \_\_\_\_\_ (所属など)

飼い主氏名： \_\_\_\_\_

飼い主住所： \_\_\_\_\_

飼い主電話： \_\_\_\_\_ 飼い主携帯電話： \_\_\_\_\_

飼い主緊急連絡先： \_\_\_\_\_

飼い主の避難先 \_\_\_\_\_

動物の名前： \_\_\_\_\_

動物の種類：犬・猫・その他 ( \_\_\_\_\_ )、 品種： \_\_\_\_\_ 性別：雄・雌

年齢： \_\_\_\_\_ 毛色： \_\_\_\_\_ 大きさ：大・中・小 ( \_\_\_\_\_ kg)

ワクチンの接種： 狂犬病 有・無 混合ワクチン 有・無

鑑札番号： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 号 済票番号： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 号

ホームドクター： \_\_\_\_\_ マイクロチップ番号： \_\_\_\_\_

病歴・特記事項等：

【症状・所見】

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

【備考・申送り等】

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

【死亡記録】  感染症法に基づく死亡でない  感染症の死亡でない

(記載例) 怪我、がれきなどの圧迫により、治療したが死亡。

1 \_\_\_\_\_

2 \_\_\_\_\_

3 \_\_\_\_\_





## 収容動物移動記録簿

No. \_\_\_\_\_

作成年月日 年 月 日

受付番号	No. _____	台帳番号	No. _____	収容日	年 月 日
動物の種類	犬・猫・その他 _____		性別	♂・♀	年齢 歳
犬の場合：鑑札番号 _____ 年 _____ 済票番号 _____ 年 _____			首輪		毛色
担当獣医師氏名	④	病院名	TEL _____		
出所日時	年 月 日 時 分	移動先			
移動理由： 治療・手術・その他 _____ ※診療経緯（病名、主症状等）					
帰所日時	年 月 日 時 分				

### 入院治療報告

入院期間	年 月 日～ 年 月 日	日数	日間
診断名			
検査内容	血液検査・X線検査・ECG・エコー・他( )		
治療内容	内科療法・軽度の外科療法・軽度の外科処置・手術・他( )		

転 帰 ( 年 月 日 記入)

<input type="checkbox"/> 治癒 <input type="checkbox"/> 軽快 <input type="checkbox"/> 要抜糸 <input type="checkbox"/> 要加療 <input type="checkbox"/> 要観察 <input type="checkbox"/> 他 ( )
<input type="checkbox"/> 他病院へ転院 ( 月 日 動物病院名： TEL _____ )
<input type="checkbox"/> 死亡 ( 月 日 ) 原因、病名、主症状等を記載
備 考

## 動物の受領書

松山市保健所長 様

(受領者) 氏名 \_\_\_\_\_ 印

(団体にあつては団体名及び団体の長)

住 所 \_\_\_\_\_

被災時住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

受付番号 No. \_\_\_\_\_

種類		性別	雄 ・ 雌
名称		体格	大 ・ 中 ・ 小
毛(羽)色		生年月日	年 月 日
特徴		登録番号	第 号
最終の狂犬病予防注射年月日		年 月 日	
逸走年月日時		年 月 日 時 分	
逸走場所			

注 1 受領者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

注 2 性別の欄及び体格の欄は、該当するものを○で囲むこと。

注 3 登録番号の欄及び最終の狂犬病予防注射年月日の欄は、飼い犬の返還の場合に記入すること。

## 誓約書（ボランティア用）

松山市保健所長 様

氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

(団体にあっては団体名及び団体の長)

住所 \_\_\_\_\_

被災時住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

管理番号	No.	動物種		性別	♂ ・ ♀
特徴			備考		

私は新たな飼育者に再譲渡する目的で上記動物を譲り受けましたので、下記の事項を遵守することを誓約します。

## 記

- 1 動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法、動物に関する各種条例等の法令を順守します。
- 2 譲渡対象動物の飼育・保管にあたり、適正に飼育できる環境を有し、動物の習性及び生理等に応じて飼養・保管し、近隣の生活環境に悪影響を及ぼしません。
- 3 譲渡を受けた動物を新たな飼養者に譲渡する場合は、別紙「譲受者対象者選定基準」の各項目に適合することを条件として再譲渡します。
- 4 譲渡を受けた動物を使用して、営利を目的とした行為は行いません。
- 5 譲渡を受けた動物を新たな飼養者に譲渡した場合は、再譲渡してから6ヶ月以内に「再譲渡報告書」により報告します。
- 6 新たな飼養者に対して、不妊去勢措置及びマイクロチップ等所有者明示措置の必要性を含め、譲渡を受けた動物に係る適正飼養の方法等について教示します。
- 7 譲渡を受けた動物の問題行動、病気等の隠れた瑕疵が判明した場合においても責任をもって対処し、松山市に対してその責任を一切問いません。
- 8 本誓約所内容を遵守していないことが判明した場合には、譲渡が中止されても不服を申し立てません。
- 9 松山市保健所が行う調査及び指導等に協力するとともに、不適正な事項があった場合には改善の指示に従います。

## 譲渡対象者選定基準

- 1 原則として成人であること。又は動物の飼養管理について責任の持てる成人同居者がいること。
- 2 譲渡動物の飼養管理について、同居家族全員が同意しており、アレルギー等健康を損なう恐れのある同居者がいないこと。
- 3 動物を適正に飼養管理できる環境を有し、近隣の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがないこと。
- 4 集合住宅及び賃貸住宅等においては、犬・猫等譲渡対象動物の飼育が承認されており、その承認に関係する規約等の書類を提出できること。
- 5 動物を適正に飼養するための知識を有し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律等関係法令を順守できること。
- 6 動物の終生及び生理等に応じて適正に飼養又は保管し、愛情をもって終生飼養できること。
- 7 動物の確実な繁殖制限措置を講じることができること。猫については、原則として不妊・去勢手術を受けさせられること。
- 8 迷子札（犬については鑑札、注射済票）、マイクロチップ等により所有者明示措置ができること。
- 9 犬については、狂犬病予防法に基づき、譲渡を受けた日（生後 90 日以内の犬は生後 90 日を経過した日）から 30 日以内に支障場所を管轄する市町村長に登録の手続きを行うとともに、毎年 1 回狂犬病予防注射を受けさせられること。
- 10 ねこについては、終日室内飼養できること。
- 11 譲渡を受けた動物を使用して営利又はこれに類する行為を行わないこと。
- 12 松山市保健所が行う調査及び指導等に協力できること。

## 再 譲 渡 報 告 書

松山市保健所長 様

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(団体にあっては団体名及び団体の長)

住 所 \_\_\_\_\_

被災時住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

下記の通り、新たな飼育者に再譲渡しましたので報告します。

### 1. 再譲渡された動物

管理番号	No.	動物種		性別	♂ ・ ♀
特徴		備考			
再譲渡者	住所			(連絡先)	
	氏名				

### 2. 犬の登録状況 (犬のみ)

登録年月日 (鑑札番号)	年	月	日	登録(鑑札番号	年 No.	)
狂犬病予防注射実施年月日 (注射済票番号)	年	月	日	注射	(済票番号	年 No. )

### 3. 不妊去勢手術及びマイクロチップ装着

	不妊去勢手術	マイクロチップ装着
実施年月日	年 月 日	未・済( 年 月 日)
実施した動物病院名		

### 4. その他連絡事項

## 誓約書（家庭飼養者用）

松山市保健所長 様

氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

管理番号	No.	動物種		性別	♂ ・ ♀
特徴			備考		

私は本日、上記動物を譲り受けましたので、下記の事項を遵守し、生涯末永く飼育することを誓約します。

## 記

- 同居家族全員の同意のうえ、動物の習性及び生理等に応じて適正に飼養管理し、愛情をもって終生飼養します。
- 人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように責任をもって飼養又は保管します。
- 犬については、狂犬病予防法に基づき、譲渡を受けた日（生後90日以内の犬は生後90日を経過した日）から30日以内に飼育する場所の市町村長に登録の手続きをするとともに、毎年1回狂犬病予防注射を受け、鑑札及び注射済票を装着します。
- ねこについては、屋内飼育に努め、不妊去勢措置及びマイクロチップ等所有者明示措置を実施します。
- 動物の確実な繁殖制限措置を講じます。
- 譲渡を受けてから6ヶ月以内に飼養状況報告書を送付します。
- やむを得ず飼養が困難となった場合には、新たな飼養者を探すとともに、松山市保健所生活衛生課に連絡します。
- 譲渡を受けた動物に病気その他の異常があった場合、あるいはその動物に起因する問題が発生した場合であっても、松山市に対してその責任を一切問いません。
- 松山市保健所が行う調査及び指導等に協力するとともに、不適正な事項があった場合には改善の指示に従います。

## 飼 養 状 況 報 告 書

松山市保健所長 様

氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 住所 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

下記の通り、譲渡された動物の飼養状況を報告します。

1. 譲渡年月日

年 月 日

2. 譲渡された動物

管理番号	No.	動物種	性別	♂ ・ ♀
特徴			備考	

3. 犬の登録状況（犬のみ）

登録年月日 (鑑札番号)	年 月 日登録(鑑札番号 年 No. )
狂犬病予防注射実施年月日 (注射済票番号)	年 月 日注射 (済票番号 年 No. )

4. 不妊去勢手術及びマイクロチップ装着

	不妊去勢手術	マイクロチップ装着
実施年月日	年 月 日	未・済( 年 月 日)
実施した動物病院名		

5. その他連絡事項



# 業 務 日 誌

年 月 日

記入者

班

【活動内容】

【来所者・文書・電話受付内容及び対応】

【伝達事項】

その他(所見等)

センター長	副センター長	班 長	

## 動物救護活動報告（日報）

月 日 時現在

活動 従事者	所 属 等		人 数		人員補充等の要請		
	動物救護部		人		(要請理由・人数等)		
	飼 い 主		人				
	ボランティア		人				
		人					
収容動物	事 由	種 類	現 在 数		特記事項		
	一時預り 動物	イヌ					
		ネコ					
	飼い主 不明	イヌ					
		ネコ					
要補充 物資	品 名	数 量	備 考	品 名			
その他	<p>(物資補充以外の要請事項・特に報告すべき事項等)</p> <p>【動物間の感染症が発生した場合の記入欄】</p> <hr/> <hr/> <p>【死亡した動物があった場合の記入欄】</p> <hr/> <hr/>						

【報告先】 松山市保健所生活衛生課動物愛護担当(動物救護本部)  
 電話：911-1862 FAX：923-6627

様式20

# 動物ボランティア申込書・登録用紙

(申請日) 年 月 日

動物救護本部長

(申込者)

ふりがな  
氏名 \_\_\_\_\_ 性別 男・女

(団体にあっては団体名及び団体の長)

住所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

生年月日 年 月 日 ( 歳)

下記の通り、動物ボランティアとして登録を申し込みます。

記

1. 活動可能期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	平日：可( 時 分 ~ 時 分)・不可 土・日・祝：可( 時 分 ~ 時 分)・不可
2. 専門資格 (ある方のみ○)	1：獣医師                  2：動物看護師                  3：愛玩動物飼養管士
	4：愛玩動物救命士        5：動物取扱責任者              6：犬訓練士
	7：トリマー                8：他動物関連資格 (                    )
	特記事項：資格を証明するもの (医籍、免許番号等)
所属団体	1：なし                      2：あり (                    )
連絡用メールアドレス	@                              @

活動内容 (希望)	1：動物医療活動支援    2：動物救護所管理 (給餌・給水・清掃)
	3：援助物品整理        4：動物救護関係事務 (庶務・連絡・報告書作成)
	5：避難所関連業務       6：その他動物救護関係業務 (                    )
活動場所 (希望)	1：動物救護本部                  2：動物救護センター                  3：避難所動物施設
	4：援助物資集積所                5：その他(場所：                    )
その他	

(注意事項)

- 1 動物ボランティアの主な用務は、一時収容施設等における動物の飼養支援です。
- 2 現地に赴く際の交通手段、宿泊、食料及び飲料は、ご自分で用意していただきます。
- 3 交通費、宿泊費、食費等の支給はありません。
- 4 活動の際には、施設責任者の指示に従っていただきます。
- 5 活動に際して知り得た情報は、みだりに公開することを禁止します

## 動物ボランティア登録台帳

No.

No	氏名	住所	連絡先	メールアドレス	専門資格	活動可能期間 ( 月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分 )	希望活動内容	希望配属先	備考
						( 月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分 )			
						( 月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分 )			
						( 月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分 )			
						( 月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分 )			
						( 月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分 )			
						( 月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分 )			
						( 月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分 )			
						( 月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分 )			
						( 月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分 )			
						( 月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分 )			
						( 月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分 )			
						( 月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分 )			
						( 月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分 )			
						( 月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分 )			
						( 月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分 )			
						( 月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分 )			
						( 月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分 )			
						( 月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分 )			

## 物資受払簿

品目名	
-----	--

月日・時間	区分	受け入れ		払い出し		在庫数量
		受け入れ先	数量	払い出し先	数量	
	当初の在庫量					